

青森県報

第九百三十号

令和七年
六月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
が生活習慣病・
対策課 …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………
同 …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………
福祉課 …… 二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………
同 …… 二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………
同 …… 二

選挙管理委員会

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) …… 三

告 示

青森県告示第三百五十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年六月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
I & H 野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	令和七・三・二六
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	〃
はちのへ江陽クリニック	八戸市江陽二丁目一三の四五	〃
スーパーストア調剤薬局	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四	〃
工藤内科クリニック	青森市大字石江字江渡一一七の五	七・三・三
マルチ調剤薬局柏木店	平川市柏木町藤山二〇の三	〃
小松内科医院	三戸郡階上町大字道仏字天当平一の三八九	〃

青森県告示第三百五十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年六月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
I & H 野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	令和七・三・一

つがる薬局店	五所川原市川端町三の四	〃
医療法人はちのへ江陽クリニック	八戸市江陽二丁目一三の四五	〃
なの花薬局三条店	八戸市大字尻内町字直田四一の一	七・四・一
おがわ よしじ 内科	青森市大字石江字江渡一二七の五	〃
イオン薬局八戸沼館店	八戸市沼館四丁目七の一・一	七・四・二
訪問看護ステーションエンール	上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目五〇の二〇一〇	七・四・三

青森県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年六月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
すずらん調剤薬局三内店	青森市大字三内字沢部一四三の八	令和七・六・四
浪岡調剤薬局	青森市浪岡福田二丁目一三の一三	七・六・三〇

青森県告示第三百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和七年六月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 定 月 日
	名 称	所 在 地		
今村 優紀	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	心臓血管外科（心臓機能障害）	令和七・七・一
川村 知紀	弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	心臓血管外科（心臓機能障害）	〃
前田 泰規	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害）	〃

青森県告示第三百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年六月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業を		年 指 定 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	種 類	名 称 所 在 地	
一般社団法人くれよん	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目七の一	児童発達支援	こども発達支援toい	令和七・七・一
一般社団法人くれよん	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目七の一	放課後等デイサービス	こども発達支援toい	〃

一般社団法人くれよんの木	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目七の一	保育所等訪問支援	こども発達支援to i	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目七の一	〃
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の二	児童発達支援	放課後等デイサービスみわん	弘前市大字亀甲町一〇七の一	〃
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の二	放課後等デイサービスみわん	放課後等デイサービスみわん	弘前市大字亀甲町一〇七の一	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

二の表中

サン・アップルホーム	〃 大字高杉字尾上山三五〇	を
------------	---------------	---

特別養護老人ホームサンアップルホーム	〃 大字浜の町東五丁目二四の三	に、
--------------------	-----------------	----

二の表中

金臥荘	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七三の四	を
-----	---------------------	---

二の表中

養護老人ホーム金臥荘	むつ市柳町一丁目二の二〇	に、
------------	--------------	----

静和園

〃	中泊町大字中里字宝森一の二	を
---	---------------	---

特別養護老人ホーム静和園

〃	中泊町大字中里字亀山四三四の一	に改める。
---	-----------------	-------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭